

つなげる 広げる 協働の輪

地域学校協働活動ガイドブック



群馬県教育委員会

目 次

1 はじめに	1
2 群馬県における地域学校協働活動の推進に向けて	
(1) 地域学校協働活動と地域学校協働本部とは	
① 地域学校協働活動	2
② 地域学校協働本部	3
③ 地域学校協働活動推進員	4
④ 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの連携	5
(2) 群馬県における地域学校協働活動の意義と効果	
① 地域学校協働活動の必要性	6
② 地域学校協働活動がもたらす効果	7
(3) 群馬県が目指す地域学校協働活動	
① 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進	8
② 地域学校協働本部と学校運営協議会の連携・協働のあり方	9
③ 地域と学校の熟議・情報共有の場の工夫	10
④ 地域学校協働活動推進員の委嘱	11
⑤ 地域学校協働本部の整備	11
⑥ 地域学校協働活動推進のための四つの方策	12
3 群馬県における地域学校協働活動・推進体制の実際	
(1) 公民館を核として地域と学校の連携・協働を推進する	
・ きよさと焼体験学習（前橋市：清里地区）	13
・ チャレンジ！！通学合宿（館林市：渡瀬地区、赤羽地区、中部地区）	14
(2) 地域と学校の目標・ビジョンを共有し、個別の活動から総合化を図る	
・ 川場村ふれあい学習推進協議会の取組（川場村）	15
(3) 地域と学校の連携・協働の核となる人材（推進員等）を育成する	
・ 地域学校協働活動推進員がつなぐ地域学校協働活動（高山村）	16
・ 桐生市放課後子供教室ボランティア養成講座（桐生市）	17
(4) 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進を図る	
・ 「オール宮郷」で取り組む挨拶運動（伊勢崎市：宮郷地区）	18
・ コミュニティ・スクールとの連動による地域学校協働本部の活性化 （下仁田町）	19
・ 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進 （高崎市：吉井西小学校）	20
4 地域と学校が連携・協働した取組事例	
・ 神流自然楽校（神流町）	21
・ 放課後チャレンジクラブ・英語教室の取組（南牧村）	21
・ かがやきネットワークの取組（片品村）	22
・ 中学生の地域貢献（みどり市：大間々東中学校）	22
・ 県指定事業「ぐんまコミュニティー・ハイスクール」の取組 （県立長野原高等学校）	23
・ 学校と地域の環境美化の推進（県立伊勢崎高等特別支援学校）	23
・ 学校と地域が連携した部活動指導（前橋市：大胡中学校）	24
<参考となるWebサイト>	24
5 まとめ	25

1 はじめに

近年、少子高齢化やグローバル化、情報化等の進展に伴い、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下や家庭の孤立化といった問題が指摘されています。このことに関連して、学校の抱える課題も、ますます複雑化、多様化しており、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総掛かりによる教育を実現していくことが求められています。

このような背景を踏まえ、平成 27 年 12 月、中央教育審議会において、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」が取りまとめられました。本答申では、地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」の推進と、その活動を推進する新たな体制として「地域学校協働本部」の整備が提言されました。

また、本県では、平成 31 年 3 月に第 3 期群馬県教育振興基本計画を策定し、その中で社会教育の施策の柱として「家庭の教育力の向上と学校・地域の連携・協働の推進」を掲げています。そして、この施策が確実に実行され、充実したものとなるように、群馬県教育委員会は、群馬県社会教育委員会議に対して、「地域と学校が連携・協働した活動の推進方策について」の諮問を行い、同会議は複数回の審議、視察を経て、翌年の 2 月に答申をまとめました。そして、この答申において地域と学校が連携・協働した活動の具体的な推進方策として、以下の四つの提言が示されました。

提言 1 公民館を核に連携・協働を

提言 2 地域と学校の目標・ビジョンの共有、個別の活動から総合化へ

提言 3 地域と学校の連携・協働の核となる人材の育成

提言 4 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進

本ガイドブックは、地域や学校が地域学校協働活動を実践する上で、先の提言が参考になるように作成したものです。そして、この提言がより分かりやすいものとなるように、それぞれの提言に関わる具体的な事例を本ガイドブック「3 群馬県における地域学校協働活動・推進体制の実際」で取り上げました。

また、本県は、全国に先駆けて平成 16 年度から地域の教育力を活かす拠点として「学校支援センター」を設置し、多くのボランティアの協力を得ながら、それぞれの学校が地域の特色を生かした活動を展開してきました。しかし、地域学校協働活動が、これまで実施されてきた学校への「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていく活動であることから、従来の学校支援センターの機能をもとにしながらも、これからは子どもたちが学校から地域へ出て、ともに活動する取組を意識して行うことが大切です。そこで、本ガイドブック「4 地域と学校が連携・協働した取組事例」では、様々な学校の子どもたちが地域へ出て取り組んでいる地域学校協働活動の事例をできるだけ取り上げました。このように参考となる具体的な事例を通して、答申に示された提言と、「支援」から「連携・協働」へと発展させていくことを目指す地域学校協働活動の理解が深められるようにしました。

市町村教育委員会関係者、各学校の教職員、地域学校協働活動推進員等の方々が、地域学校協働活動を実施するにあたり、このガイドブックを参考にしながら、地域と学校が一体となった取組の推進に役立てていただければ幸いです。

令和 2 年 9 月

群馬県教育委員会

2 群馬県における地域学校協働活動の推進に向けて

(1) 地域学校協働活動と地域学校協働本部とは

① 地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

【出典：文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」】

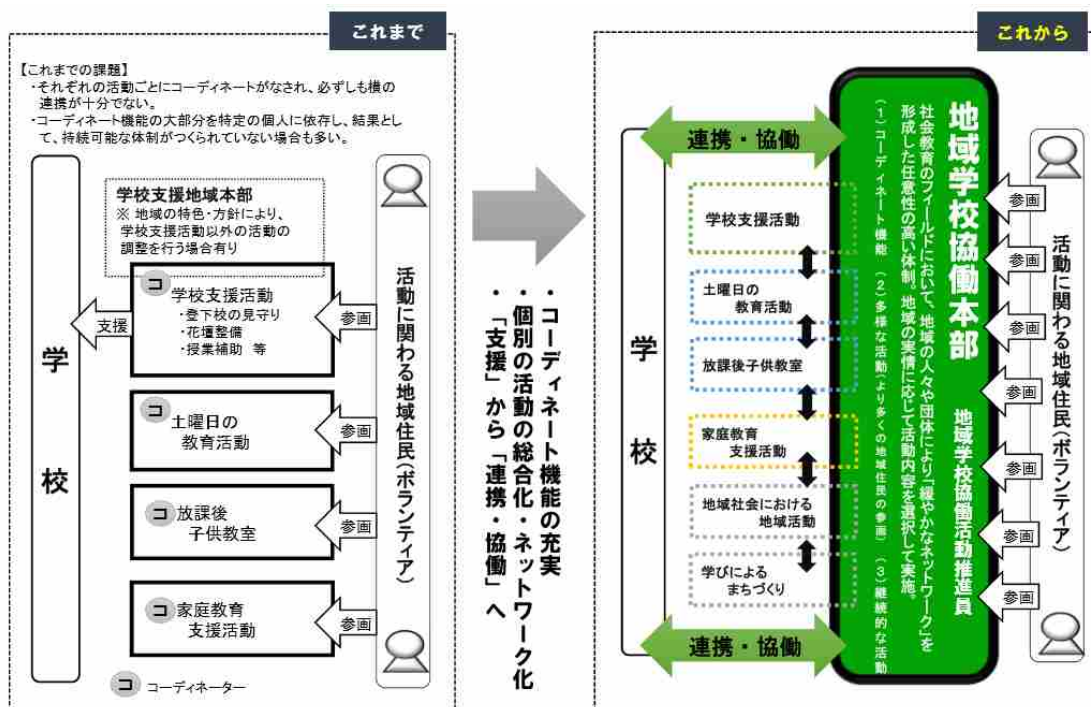
社会教育法では、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動 【社会教育法第5条第2項】

地域の実情に応じて、以下のような活動が行われています。

- 学校支援活動(授業補助、読み聞かせ、登下校の見守り、キャリア教育支援など)
- 土曜日の教育支援活動
- 放課後子ども教室
- 家庭教育支援活動
- 地域未来塾
- 地域活動・地域行事への参画
- 防災学習 等

今後は、これまで各地域で実施されてきている地域による学校への「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指しています。



【出典：文部科学省「今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）の在り方」】

② 地域学校協働本部

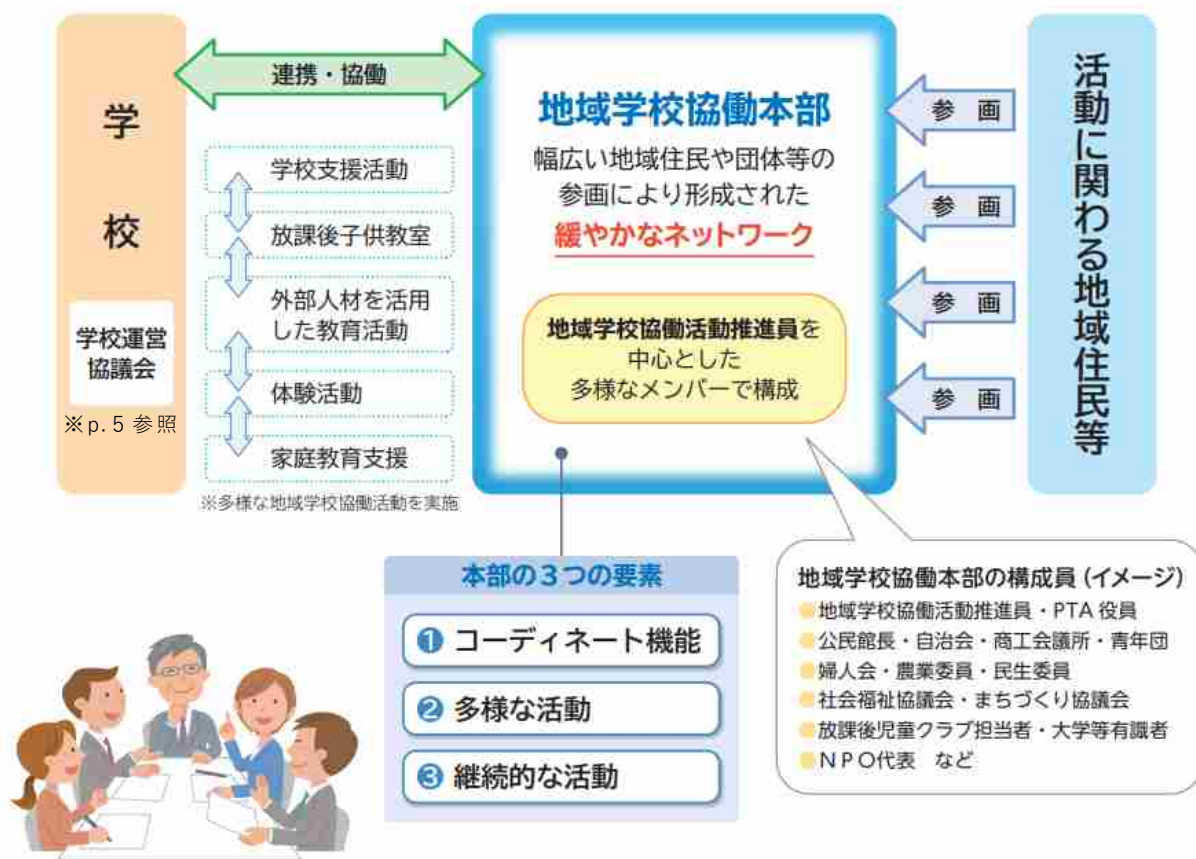
地域学校協働活動を推進するために、地域と学校が連携・協働するための仕組み（体制）である「地域学校協働本部」を整備することが有効です。

「地域学校協働本部」とは、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

【出典：文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」】

連携の体制は様々な形態があり得るため、地域学校協働本部について法律上の規定はありません。地域の実情に応じて活動しやすい体制を整備します。

整備にあたっては、従来の学校支援センター（学校支援地域本部）等を基盤とし、地域による学校の「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」を推進し、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、①コーディネート機能、②多様な活動、③継続的な活動の3要素を必須としています。



【出典：文部科学省「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」】

これまでの学校支援センター（学校支援地域本部）等を基盤として、コーディネート機能の強化、より多くの地域住民等の参画による多様な活動の実施、活動の継続的・安定的実施を目指して、地域学校協働本部へと発展させていくことなどが期待されています。

③ 地域学校協働活動推進員

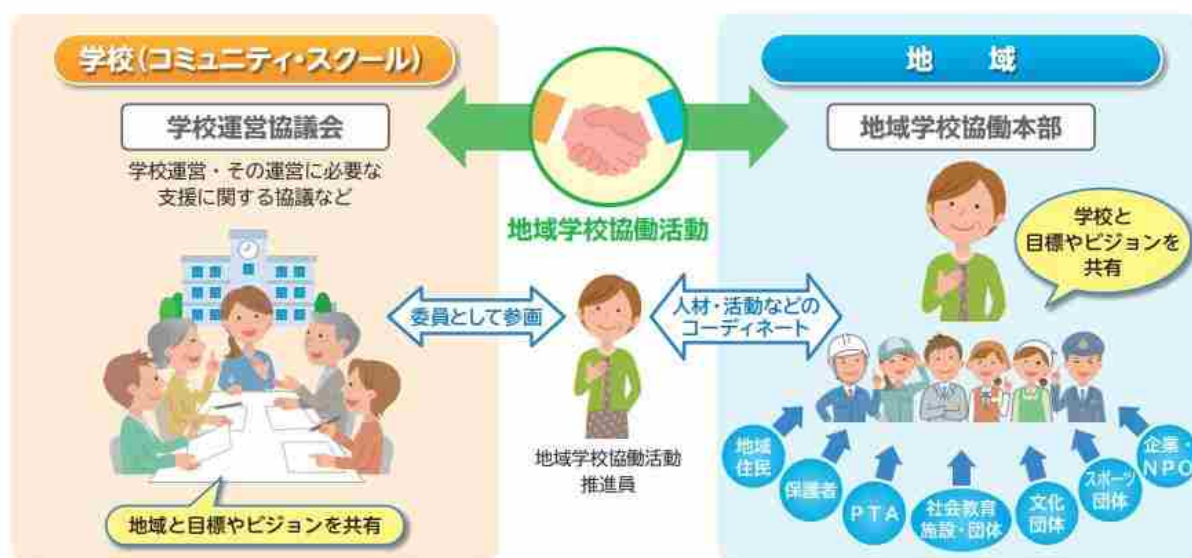
地域学校協働本部の整備にあたっては、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割が必要不可欠です。

「地域学校協働活動推進員」は、社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーター。

【出典：文部科学省「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」】

地域学校協働活動推進員には、主に以下のような役割が期待されています。

- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保
- 地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- 地域住民への情報提供・助言・活動促進 等



【出典：文部科学省「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」】

社会教育法第9条の7において、教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、「地域学校協働活動推進員」を委嘱することができるとしています。

地域学校協働活動推進員は、これまでの「地域コーディネーター」の役割と同様に、地域住民等と学校との連絡調整等を行います。法律に位置づけられた存在として地域学校協働活動を推進することができるようになりました。

地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力として、主に以下のようなものが考えられます。

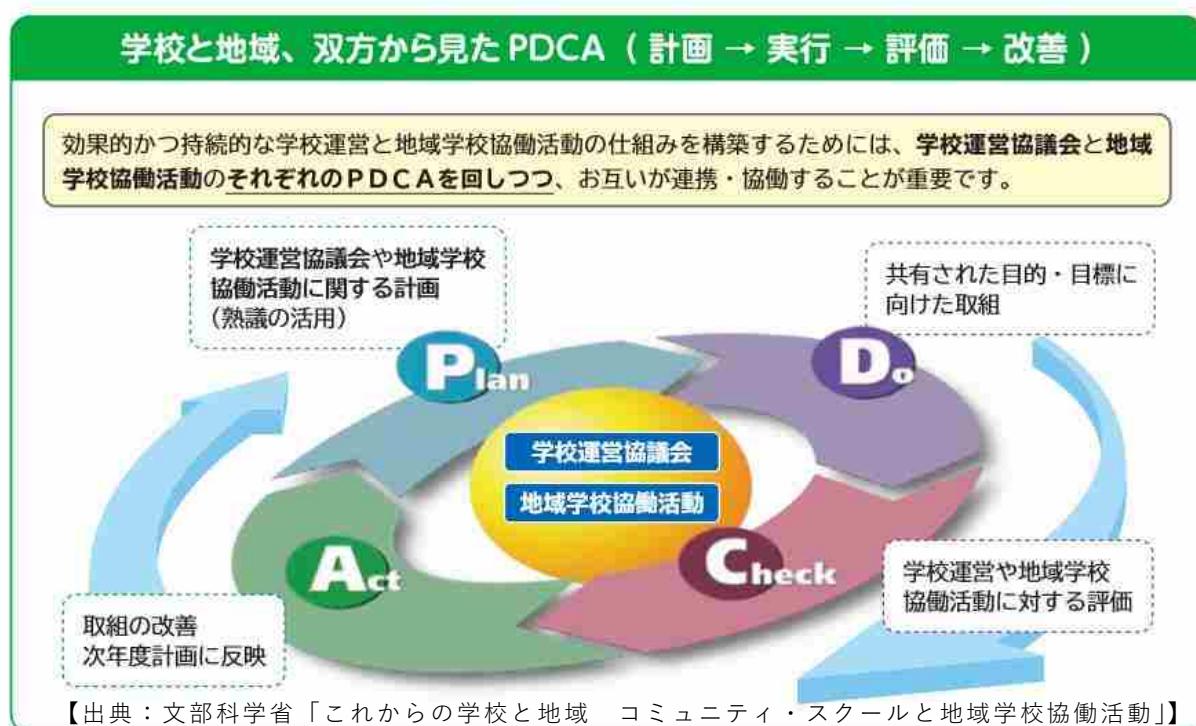
- 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する。
- 地域学校協働活動への深い関心と理解がある。
- 地域の住民、団体、機関等の関係者をよく理解している。
- 学校の実情や教育方針への理解がある。
- 地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力がある。
- 地域課題についての問題提起、整理、解決策の構築等を仲間とともに進めることができるファシリテート能力にたけている 等

④ 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの連携

文部科学省では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の理念を学校と地域が共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」(※1)と、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進しています。

地域学校協働活動とコミュニティ・スクールを一体的に推進するためには、まず関係者で目標・ビジョンを共有することが重要で、熟議(※2)がその役割を果たします。その結果を踏まえ、地域学校協働本部や学校運営協議会が計画を立て、幅広い地域住民等が参画することによって、地域学校協働活動や教育活動が実施されます。そして、地域学校協働活動や学校運営に対する評価を行い、取組の改善や次年度計画への反映を行います。

学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進することにより、相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されます。



平成 29 年 3 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の改正により、地域学校協働活動推進員（p.4 参照）等の学校運営に資する活動を行う方を学校運営協議会の委員として任命することが追加されました。地域学校協働活動推進員には、学校運営協議会における協議と地域学校協働活動とをつなぐ役割が期待されています。

※1 学校運営協議会を設置している学校を「コミュニティ・スクール」と呼びます。

学校運営協議会とは、法律に基づき、教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関です。上記の地教行法の改正により、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となりました。

【参考】文科省 HP「学校と地域でつくる学びの未来」コミュニティ・スクール

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>



※2 「熟議」とは…多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のこと。様々な立場の関係者（保護者、教職員、地域住民等）が一つのテーブルにつくことで、新しいアイデアや考え方が生まれます。

(2) 群馬県における地域学校協働活動の意義と効果

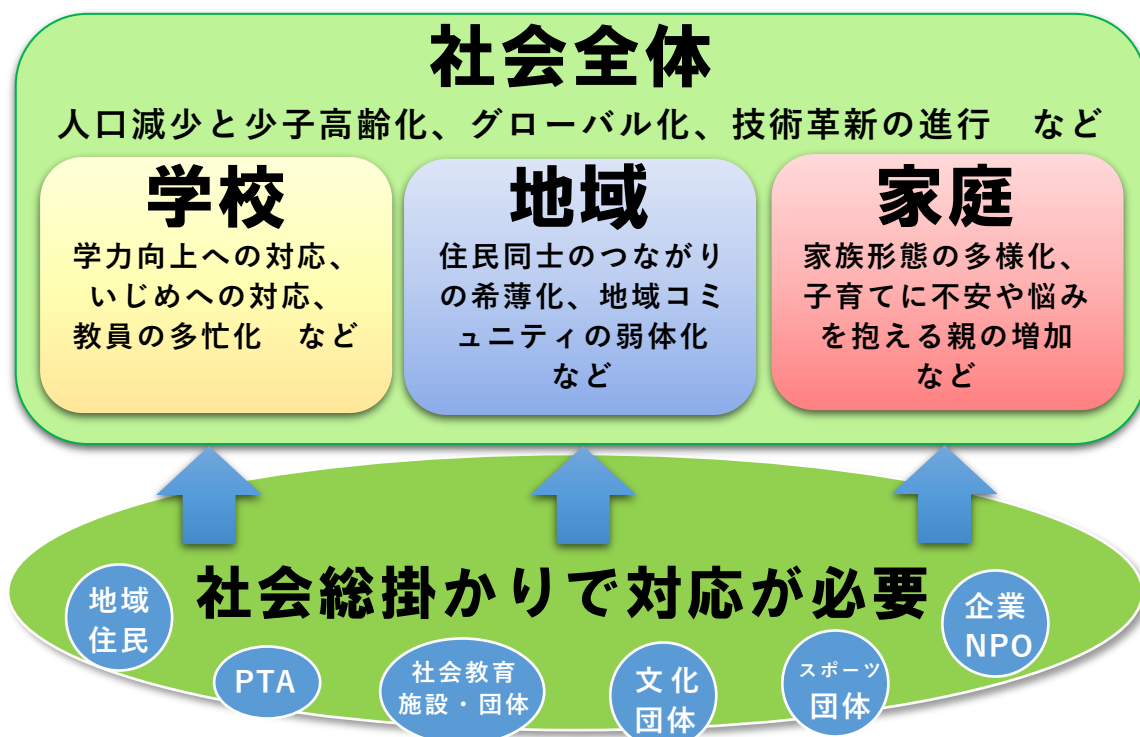
① 地域学校協働活動の必要性

「群馬の未来を担う人づくりの着実な推進」は、本県における重要課題の一つです。未来を担う子どもたちへの教育は、家庭、学校、そして地域がそれぞれの立場から、必要に応じて関わり合いながら担ってきました。ところが、近年、社会全体、また家庭、学校、地域それぞれが教育に関わる課題を抱えており、より一層地域と学校は相互にパートナーとして連携・協働していく必要があります。

このような状況から、子どもたちへの教育をめぐる課題に対しては、社会総掛かりで対応することが求められています。



©群馬県 ぐんまちゃん



「はじめに」で述べたとおり、本県では、平成 16 年度から、地域の教育力を有効に活用し、地域の方々が学校の諸活動に協力するための拠点となる「学校支援センター（学校支援地域本部）」を各学校に設置するとともにその運営推進に努めてきました。平成 19 年度には、すべての市町村立小・中・特別支援学校に設置され、授業における学習支援や登下校の見守り、環境整備等、各種学校支援活動の実施等をコーディネートするための機能として重要な役割を担っています。さらに、学校支援にとどまらず、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働する地域学校協働活動を実施することによって、子どもたちが豊かな学びや体験の機会を得て健やかに成長していくとともに、地域に愛着をもち、地域に貢献したいと考える人材の育成につながっていきます。

このように地域学校協働活動を推進していくことは、本県において重要な意味をもちます。

② 地域学校協働活動がもたらす効果

新学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」の実現を目指しています。それを実現するためには、地域の人材や資源を活用したり、放課後、土曜日、長期休業等を活用した社会教育との連携を図ったりしながら、教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有した活動（地域学校協働活動等）を行うことが重要なこととしてあげられています。

地域学校協働活動を実施することにより、以下のような効果が期待できます。

<子どもたちへの期待される効果>

- 自分たちの活動によって何かを変えたり、社会をよりよくしたりできるという実感をもつことができる。
- 変化する地域や社会の動きを理解し、地域社会をより身近なものとして捉えられるようになる。
- 地域や社会と関わり、様々な職業の大人に出会い、社会的・職業的自立に向けた学びを積み重ねていくことができる。
- 信頼できる大人と多くの関わりを持ち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思いやる心など、豊かな心が育まれる。
- 地域への愛着や地域の担い手としての自覚が育まれ、学びへの意識が高まり、学力が向上する。
- コミュニケーション能力や地域への理解・関心が高まる。

<学校や教員への期待される効果>

- 多様な人々と学校がつながりを保ちながら学ぶことのできる「社会に開かれた教育課程」を実現することができる。
- 地域と学校が子どもの成長に向けた目標を共有することで、それぞれの地域や学校の特色を活かすことができる。
- 教員が地域の一員としての自覚や責任感を認識することで、「学校を核とした地域づくり」への意識が高まる。
- 教育や子どもたちの成長に対する責任や役割を家庭や地域と分かち合うことにつながる。
- 幅広い地域住民等の参画を得ることで、教員の多忙化解消につながる。

<地域への期待される効果>

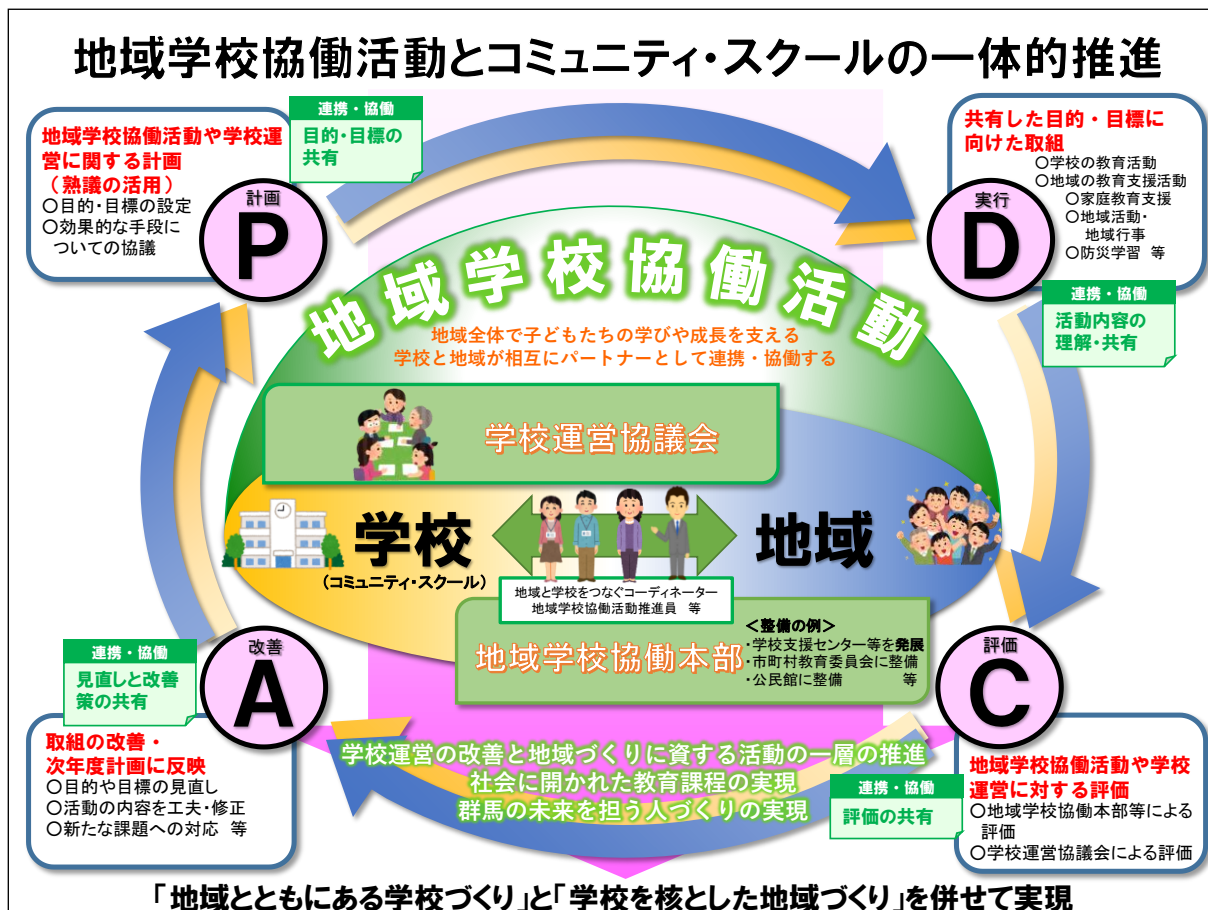
- 活動に参画する地域住民の生きがいづくりや自己実現に資するものであり、ひいては地域の教育力の向上につながる。
- 学校を中心に地域がつながることで、地域と学校、地域住民同士が顔の見える関係となり、地域の活性化につながる。
- 平常時から地域と学校の連携・協働体制を構築していくことにより、非常時の円滑な体制づくりにつながる。

(3) 群馬県が目指す地域学校協働活動

① 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進

文部科学省は、p.5 で述べたとおり、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールを一体的に推進することにより、相乗効果を発揮し、「学校運営の改善と地域づくりに資する活動」が一層進んでいくことを期待しています。

群馬県においても、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進を目指しています。様々な立場の関係者の熟議における情報共有を踏まえ、地域の教育力を導入した活動を学校の教育課程の中に位置づけ、実施することで、「社会に開かれた教育課程」と「群馬の未来を担う人づくり」を実現します。このことは、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を併せて実現することにつながります。



効果的かつ持続的な地域学校協働活動と学校運営の仕組みを構築するためには、地域と学校がそれぞれの PDCA サイクルを機能させていくことが重要です。

地域や学校が協働して取り組むべき課題について熟議を行い、目標・ビジョンを共有し、それを踏まえて地域学校協働本部や学校運営協議会はそれぞれの計画を立て、共有します (P)。次に、共有した目的・目標に向けて、地域学校協働活動推進員等のコーディネートによる地域学校協働活動を含めた学校の教育活動を実施します (D)。そして、地域学校協働本部は実施した活動に対する評価を、学校運営協議会は学校運営や教育課程に位置づけられた地域学校協働活動に対する評価を行い、互いに共有します (C)。これを受けて、地域学校協働活動や学校運営の取組の見直しと改善策を互いに共有し、次年度の取組へつなげていきます (A)。

本県では、これまで推進してきた学校支援センターの機能を基盤として地域学校協働本部へと発展させ、学校運営協議会と連携・協働し、一体的な推進を行うことを目指しています。

② 地域学校協働本部と学校運営協議会の連携・協働のあり方

地域学校協働本部と学校運営協議会の一体的推進を行うためには、それぞれが PDCA を回しつつもお互いが連携・協働しながら進めることが重要です。そのためには、連携・協働をそれぞれの PDCA において、具体的にどのように行うのかについて考え、実施していくことがポイントです。それぞれの PDCA における連携・協働のあり方とその効果を参考例として以下に示します。

段階	地域学校協働本部と学校運営協議会の連携・協働の例(上段)とその効果(下段)
P 計画	連携・協働 目的・目標の共有 様々な立場の関係者が熟議を行う中で導き出された目標・ビジョン（これからの社会を創っていく子どもたちの姿）を共有するとともに、学校・地域のそれぞれのニーズを踏まえて、計画した地域学校協働活動や学校の運営方針を学校運営協議会、地域学校協働本部が互いに理解する。 地域学校協働活動と学校の教育活動の計画が、同じ方針のもとに計画されていることを認識するとともに、それぞれの活動における目的・目標のつながりを理解することで、互いの活動を補完することができる。
D 実行	連携・協働 活動内容の理解・共有 学校の教員や学校運営協議会の委員が、地域学校協働活動を見学したり、地域学校協働活動の関係者が学校の教育活動を参観したりする。 共有した目的・目標に基づいて行われる地域学校協働活動や学校の教育活動について、それぞれの関係者が互いの活動の理解をより深めることができる。特に学校運営協議会の委員にとっては、学校評価（学校関係者評価）における教育課程に含まれる地域学校協働活動の評価の場面で、非常に有効である。 また、学校運営協議会と地域学校協働活動のそれぞれの関係者が、互いの活動を見合う中で、自身が関わっている活動では見られない子どもたちの姿に触れることは、子どもたちの理解を深めることにつながる。
C 評価	連携・協働 評価の共有 学校運営協議会が行う学校評価（学校関係者評価）に含まれる地域学校協働活動の評価結果と、地域学校協働活動の関係者が実施する活動についての評価結果を互いに共有する。 両者が行う評価において、共通する地域学校協働活動の評価結果を互いに共有することが、地域学校協働活動の正確な評価につながる。また、共通する地域学校協働活動の評価結果を、社会教育側（地域学校協働本部）と学校教育側（学校運営協議会）の両面から共有することが、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えることの再認識につながる。
A 改善	連携・協働 見直しと改善策の共有 学校が運営方針に基づいて実施してきた教育活動と、地域学校協働本部が実施してきた地域学校協働活動の取組の改善では、それぞれの見直しと改善策を、学校運営協議会と地域学校協働本部が共有する。 それぞれの見直しと改善策を共有することで、次年度に向けた新たな活動の課題や内容の工夫、修正点に気づくことができる。また、このことを通して、新たに有意義な地域学校協働活動を教育課程に位置づけることができる。さらに、それぞれの活動の目的や目標の見直しを再確認することで、学校（学校運営協議会）と地域（地域学校協働本部）が同じ方針のもと、次年度の活動を展開することが可能となる。

③ 地域と学校の熟議・情報共有の場の工夫

地域の実情は様々で、実情に合わせた地域学校協働活動の推進が必要となります。これまで県内全ての学校に設置された学校支援センター（学校支援地域本部）により、地域から学校への「支援」の仕組みはできています。これからは、地域と学校双方向の「連携・協働」へと発展させるため、様々な立場の関係者が「地域でどのような子どもたちを育てていくのか」、「どのような地域を創っていくのか」というビジョンについて熟議・情報共有する場が必要となります。

熟議・情報共有の場の一つとして、学校運営協議会も考えられます。学校運営協議会は設置の努力義務が法律で定められていますが、群馬県においては学校運営協議会が設置されるまでの間、既存の学校評議員の組織を活用することが考えられます。

◆熟議・情報共有の場の工夫

○学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

学校、家庭、地域が対等な立場で熟議・情報共有を行う場が学校運営協議会です。地教行法では、地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員となり、参画することを求めています。（p.4 参照）
学校運営協議会は、教育課程に位置づけた地域学校協働活動を含め、学校の教育活動全般に対する評価を行います。

○学校評議員（学校教育法施行規則第49条）

既存の学校評議員の組織を生かして、学校と地域の熟議・情報共有の場を設定します。学校評議員は校長の求めに応じ、学校の教育目標及び計画に関すること、教育活動の実施に関すること、学校と地域との連携に関することなどについて、意見を述べるができます。
学校と地域の意見交換から、さらに双方の熟議・情報共有ができるような会議となるように工夫することが重要です。

学校運営協議会等における熟議・情報共有の内容を地域学校協働活動に反映させるためには、以下に示す、地域学校協働活動推進員等の地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う人材を委員に含むことが必要です。

◆コーディネーターの役割を担う人材の例

- 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）
- ボランティアリーダー
- 公民館職員
- 社会教育主事
- 家庭教育支援チームのメンバー 等



地域学校協働活動推進員等のコーディネーターの存在が熟議・情報共有を反映させた地域学校協働活動を行う上で不可欠であると言えます。また、地域学校協働活動推進員等のコーディネーターを複数配置することにより、より幅広い地域住民の参画や多様な活動の継続が期待できます。

④ 地域学校協働活動推進員の委嘱

地域と学校をつなぐコーディネーターの中核である、地域学校協働活動推進員となる人材育成のためには、地域コーディネーターをはじめ、ボランティアリーダー経験者、PTA活動経験者、自治会経験者、社会教育団体指導者、元学校教員等の現在、活動を行っていたり、多くの経験を有したりする人に声をかけ、人材育成のための研修会や交流会を開催していくことが有効です。また、地域人材の情報を豊富にもっている公民館長や学校長から適任者を推薦してもらう方法もあります。

なお、p.4 で述べたとおり、地域学校協働活動推進員は教育委員会が委嘱します。

◆地域学校協働活動推進員の委嘱の流れ

-
- ```
graph TD; A[①教育委員会において、地域学校協働活動推進員に望む役割等を明確にする] --> B[②地域学校協働活動推進員設置要綱等の策定]; B --> C[③地域学校協働活動推進員候補者の選定]; C --> D[④選定された推進員候補者に役割等について説明の上、内諾を得る]; D --> E[⑤設置要綱に基づき、地域学校協働活動推進員を委嘱（委嘱状を渡す）];
```
- ①教育委員会において、地域学校協働活動推進員に望む役割等を明確にする
  - ②地域学校協働活動推進員設置要綱等の策定
  - ③地域学校協働活動推進員候補者の選定
  - ④選定された推進員候補者に役割等について説明の上、内諾を得る
  - ⑤設置要綱に基づき、地域学校協働活動推進員を委嘱（委嘱状を渡す）

#### ⑤ 地域学校協働本部の整備

地域学校協働本部の整備にあたっては、p.3 で述べたとおり、①コーディネート機能、②多様な活動、③継続的な活動を満たすことが必要です。

群馬県においては、市町村教育委員会が学校と協議しながら、学校支援センター（学校支援地域本部）等や現在、実施している地域学校協働活動の運営委員会等の既存の仕組みを基盤とし、地域の実情に応じて整備することが重要です。

また、公民館に地域学校協働本部を整備することは、地域の多様な団体と学校が連携・協働する体制をつくるために有効な手立てです。

#### ◆地域学校協働本部の整備のポイント

- 
- ①地域学校協働本部の立ち上げ
    - ・教育委員会による本部立ち上げの支援
    - ・地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）等の確保
    - ・構成員の組織化
    - ・実施運営方針の検討・共通理解を図る会議の開催
  - ②活動場所の確保
    - ・コーディネーターやボランティア等の打ち合わせ場所の確保
    - ・それぞれの活動に適切な活動場所の確保
  - ③安心・安全な活動の推進
    - ・教育委員会の方針に基づき、危機・安全管理対策を適切に実施
  - ④学校運営協議会等との効果的な連携
    - ・地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）等が、学校運営協議会の委員として協議に参加することによる情報共有

## ◆地域学校協働本部の整備例

### ○学校支援センター等を発展させて本部を整備

学校支援センター（学校支援地域本部）や放課後子ども教室の運営委員会等の既存の組織の仕組みを生かし、地域学校協働本部へと発展させる。

### ○市町村教育委員会に本部を整備

教育委員会の職員等をコーディネーターとして配置し、地域学校協働本部を整備することで、域内の地域学校協働活動をコーディネートする。

### ○公民館に本部を整備

- ①公民館職員等が学校と連携して地域学校協働活動をコーディネートする。
- ②公民館を拠点として活動している団体（地域づくり協議会等）が学校と連携して地域学校協働活動を実施する。



## ⑥ 地域学校協働活動推進のための四つの方策

群馬県における地域学校協働活動をさらに推進するため、社会教育委員会議の答申を踏まえた四つの推進方策と、参考となる県内の実践事例を次章で示します。

### 方策1 公民館を核として地域と学校の連携・協働を推進する

- 公民館に地域学校協働活動の拠点を設置し、公民館のネットワーク機能を生かしたコーディネートにより、地域の多様な団体と学校が連携・協働する体制をつくる。
- 公民館を拠点として活動している団体（地域づくり協議会等）と学校が連携して地域学校協働活動を行う。

(p.13,14)

### 方策2 地域と学校の目標・ビジョンを共有し、個別の活動から総合化を図る

- 地域と学校が目指す目標・ビジョンについて熟議する場を設定し、そこで話合った目標・ビジョンをお互いが共有する。
- 共有した目標・ビジョンと、それぞれ実施している地域学校協働活動のつながりをおさえ、目標・ビジョンの達成に向けたそれぞれの活動をまとまりのある活動としてとらえる。

(p.15)

### 方策3 地域と学校の連携・協働の核となる人材（推進員等）を育成する

- 地域コーディネーター、ボランティアリーダー経験者、PTA活動経験者等から連携・協働の核となる地域人材の発掘を行う。
- 教育委員会が養成講座や研修会等を開催することで、地域学校協働活動推進員等のコーディネーターの役割を担う地域人材を育成する。

(p.16,17)

### 方策4 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進を図る

- 学校運営協議会の委員に、実際に地域学校協働活動を行っている地域住民を任命することで、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの連携をより効果的に行う。
- 県独自の施策として推進してきた学校支援センターの機能を基盤として、「支援」から双方向の「連携・協働」へと発展させ、コミュニティ・スクールとの連携を行う。

(p.18,19,20)

### 3 群馬県における地域学校協働活動・推進体制の実例

※ぐんまちゃんのイラスト下線部はポイント部分です。

#### (1) 公民館を核として地域と学校の連携・協働を推進する

#### きよさと焼体験学習

(前橋市：清里地区)

学校、公民館、地域団体が連携・協働し、地域の特色を生かした地域学校協働活動の実施と「社会に開かれた教育課程」の推進

##### 1 活動の概要

前橋市立清里小学校では、3年生が総合的な学習の時間に、公民館の調理室を使って郷土料理「きよさと焼」づくりを行っている。講師は「清里まちづくり協議会」の人たちが務め、地域の特産品を使ったまちづくりを進めたい協議会と、地域学習を進めたい学校の思いが合致して実現した取組である。公民館は双方の活動を支援する形で関わっており、平成21年度より継続実施している。



##### 2 子ども、学校、地域への効果

- ・子どもたちは、地場産業や地域の特産物、生産者や食の大切さを知るとともに、交流を通して地域の人たちの温かさを感じることができた。
- ・学校の教育課程に地域資源を取り込むことができ、「社会に開かれた教育課程」が推進された。
- ・地域の大人たちは、子どもたちとの交流を通して活動に対するやりがいを感じ、より一層地域のために何ができるかといった地域へ貢献する意識が高まった。

##### 3 活動を実現するための取組・工夫

###### ・体制図（イメージ図）

###### 【地域の思い】

###### 地域の子どもたちに伝えたいこと

###### （地域の子どもは地域で育てる活動）

- 地域の産業と特産物、郷土料理であるきよさと焼を知ってもらいたい。
- 故郷の魅力を伝えたい。
- 地域の人たちと交流し、人やまちに愛着を感じてもらいたい。

###### 【学校の思い】

###### 総合的な学習の時間の重点

- 地域の自然や社会環境、文化や人材等を取り込んだ学習活動の工夫を推進



###### 公民館が支援

- ・公民館を会場として実施
- ・調理以外にも、枝豆の種まきや収穫を公民館と協議会の事業として実施

###### ・活動の中心的な役割を担うところ

- 清里まちづくり協議会は、公民館を拠点に活動しており、公民館はその活動を支援している。
- 本事業は、地域の子どもたちに地域の魅力を感じてもらいたいという協議会の思いと、小学校が目指す学校像や児童像、指導内容とが合致し、協議会が小学校へ提案して実現したものである。

###### ・中心的な活動を行う人と役割

- 協議会の会員（地域）が中心となり、内容等を協議し活動している。

###### ・教育委員会の支援

- 団体が主体的に活動できるよう、進め方など協議会の求めに応じてアドバイスをを行っている。また、公民館は、協議会と連携講座を開催し、地域の担い手づくり（掘り起こし、育成等）を行うなど、協議会の活動支援を行っている。

###### ・課題と課題解決のヒント

- 地域団体の主体的な活動として継続性を持たせるとともに、地域の特色ある活動として定着化させるため、人材育成、活動の場の提供や提案、情報発信といった役割を公民館が担う。また、地域行事や公民館事業への児童や生徒の参加を通して、日頃から地域、学校、公民館の協力体制を築いておく。



# チャレンジ!!通学合宿

(館林市：渡瀬地区、赤羽地区、中部地区)

公民館が核となり、実行委員会が地域学校協働本部の役割を担い、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの「生きる力」を育成

## 1 活動の概要

館林市の渡瀬地区、赤羽地区、中部地区では公民館事業として「チャレンジ!!通学合宿」を実施している。この事業は、地域の子どもが親元を離れ、年齢の異なる集団での共同生活や多種多様な体験活動を通して、自主性や協調性、そして思いやりの心などを養うとともに、家庭や家族のありがたさを実感し、生きる力を育むことを目的としている。本事業の実行委員会を中心に地域の人たちの理解と協力のもと「地域の子どもは地域で育てる」をモットーにプログラム運営を実施している。



①生活プログラム  
食事の準備



②体験プログラム  
買い物体験



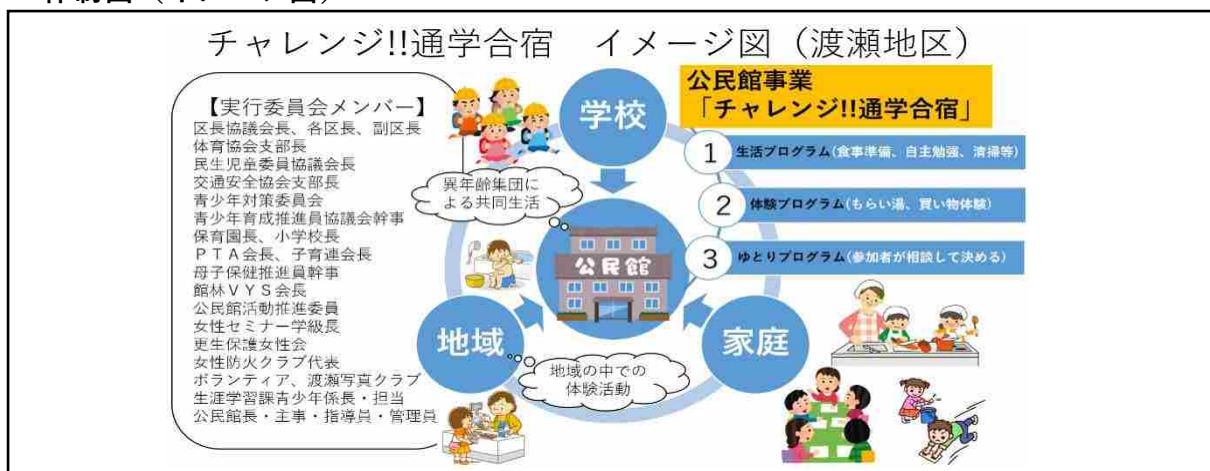
③ゆとりプログラム  
お菓子作り

## 2 子ども、学校、地域への効果

- ・学校や地域住民、各種団体、ボランティア等が連携・協働して、子どもたちと積極的に関わることで、子どもたちの自己肯定感や自主性を高めている。
- ・公民館のコーディネートにより、学校と地域の多様な団体が連携することで、地域全体で子どもを育てる機運を醸成し、地域の教育力の向上につながっている。

## 3 活動を実現するための取組・工夫

- ・体制図（イメージ図）



### ・活動の中心的な役割を担うところ

- チャレンジ通学合宿実行委員（公民館活動推進委員や地域各種団体等）が中心となり企画、運営を担っている。

### ・中心的な活動を行う人と役割

- 実行委員が各プログラムの担当となり、子どもたちのサポートや指導、見守りを実施している。

### ・教育委員会の支援

- 公民館職員は、コーディネーターとして円滑な運営ができるよう各団体との連絡調整を図っている。

### ・課題と課題解決のヒント

- 実行委員の高齢化と持続可能な人材の育成が課題であるが、小学生時に、活動に参加した経験をもつ中学生がジュニアリーダーとなり活動運営に参加することで、青少年の健全育成及び持続可能な人材の育成につながっている。
- 地域性を活かしたプログラムを導入し、子どもたちの郷土理解を深めている。
- 公民館と地域団体が日々情報交換を行い、良好な関係づくりに努めている。

## (2) 地域と学校の目標・ビジョンを共有し、個別の活動から総合化を図る

### 川場村ふれあい学習推進協議会の取組

(川場村)

既存の「ふれあい学習推進協議会」が地域学校協働本部の役割を担い、「地域を支える人材を育成する」という目標共有のもと関係者がつながりネットワークを形成

#### 1 活動の概要

「川場村ふれあい学習推進協議会」は、議員、教育委員会関係者、社会教育委員、社会福祉協議会長、商工会長、各社会教育関係団体代表、校園長、放課後子ども教室関係者等、村内の幅広い関係者により構成されている。学校・園と地域が「これからの川場村を支える人材を育成する」という共通目標をもち、学校支援センターの機能を生かしながらゆるやかにネットワークを構築し、地域学校協働活動の充実を図っている。



#### 2 子ども、学校、地域への効果

- ・「ふれあい学習（地域学校協働活動）」を通して、子どもたちがたくさんの地域の人たちと関わることで、学びに対する意識の高揚や、郷土愛を育むことができる。
- ・「村づくりは人づくりである」という村の基本理念を、地域と学校が共有することにより、地域全体の力で子育てをするという機運を高めることができる。
- ・地域学校協働活動を通して、関わった人たちのつながりもでき、地域の活性化となる。

#### 3 活動を実現するための取組・工夫

- ・体制図（イメージ図）



#### ・活動の中心的な役割を担うところ

- 以前より「川場村ふれあい学習推進協議会」が地域と学校をつなぐ場であったため、協議会の場を生かし、地域学校協働活動本部の役割を担えるようにした。

#### ・中心的な活動を行う人と役割

- 社会教育主事が全体をコーディネートしてきたが、地域学校協働活動推進員と社会教育主事による体制へ移行していく予定である。

#### ・教育委員会の支援

- 社会教育関係団体との情報共有を行うとともに、地域連携のビジョンを明確にした。また、社会教育主事が学校の思いを地域協力者へつなぎ、協議会にて事業の具体案を話し合えるように支援を行った。

#### ・課題と課題解決のヒント

- 「川場村ふれあい学習推進協議会」で、地域学校協働活動についての情報を伝えたり、ワークショップを開催したりすることにより、実行委員の意識が高まり、協力体制が充実してきた。



### (3) 地域と学校の連携・協働の核となる人材（推進員等）を育成する

## 地域学校協働活動推進員がつなぐ地域学校協働活動

（高山村）

連携・協働の核となる地域学校協働活動推進員を委嘱し、その育成に努めることで、地域と学校がスムーズに連携できる体制を目指す取組

### 1 活動の概要

現在までに実施している、地域学校協働活動や社会教育活動に参加している地域住民とその紹介者に、地域学校協働活動推進員（以下、推進員）として委嘱した。

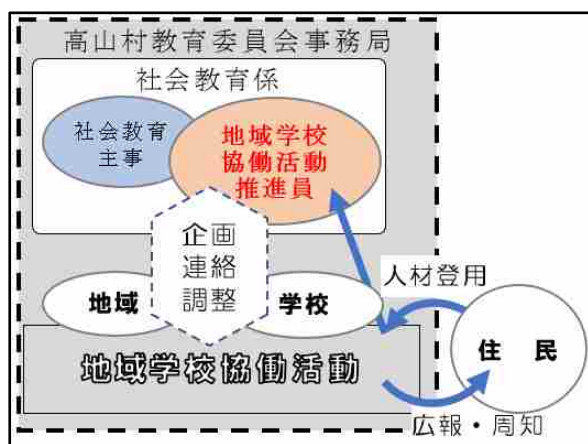
これまで社会教育主事が担ってきた地域と学校をつなぐコーディネート機能を、推進員へ移行していく取組を進めている。これは、推進員がコーディネートすることにより地域住民が各々の活動に効果的につながりやすく、また、多様な人材に活動への参画を促す機会が増えることをねらい、地域学校協働活動の活性化を目指している。

### 2 子ども、学校、地域への効果

- ・ 地域と学校をつなぐことで、子どもと学校職員の地域理解の一助となっている。
- ・ 学校の活動に地域人材を適切にコーディネートすることで、学校職員の業務負担軽減と、教職員の人事異動に影響されない円滑な活動の継続に寄与している。
- ・ 推進員が活動の窓口となることで、地域住民同士が交流しやすくなり、地域と学校との連携がより円滑で多様なものとなっている。

### 3 活動を実現するための取組・工夫

#### ・ 体制図（イメージ図）



集まったボランティアと一緒にミシン指導にあたる地域学校協働活動推進員

#### ・ 活動の中心的な役割を担うところ

教育委員会が地域学校協働本部の役割を担っている。

#### ・ 中心的な活動を行う人と役割

- 推進員が、活動主体を明確に整理し、活動のコーディネーター、ボランティアリーダーとしての役割を担っている。
- 社会教育主事は、教育委員会事務局内の連絡調整、活動に係る場所や予算・物品等の手配等を担当している。

#### ・ 教育委員会の支援

- 地域学校協働活動の広報・周知や地域人材の登用を行っている。

#### ・ 課題と課題解決のヒント

- 推進員の育成と活動の充実を図るために、推進員の主体性を尊重し、当該活動の目的や効果などを社会教育主事と確認し、共有している。
- 多様な活動を実施するため、推進員の委嘱期間を1年間（継続可）とし、広く地域住民から地域学校協働活動に適した人材を探す。また、多様な推進員の委嘱を可能にするため、事情に応じた柔軟な勤務体制にする。
- 地域社会との交流の間口を広げ、多様な地域学校協働活動を推進するため、地域学校協働活動推進員を複数配置する。
- 推進員が活動上の課題点を多面的にとらえ、それぞれの長所を生かした改善を図れるように、PDCAサイクルを活用し、社会教育主事が助言を行う。

# 桐生市放課後子供教室ボランティア養成講座

(桐生市)

地域で活躍する人づくりを目的に、放課後子供教室ボランティア養成講座を開催

## 1 活動の概要

桐生市教育委員会では、放課後子供教室への住民参画の推進方法として、放課後子供教室ボランティア養成講座を開催している。同講座が核となり地域住民に対して生涯学習の機会の提供や地域ボランティアとして活躍できる機会を提供し、人材の発掘・育成を行っている。

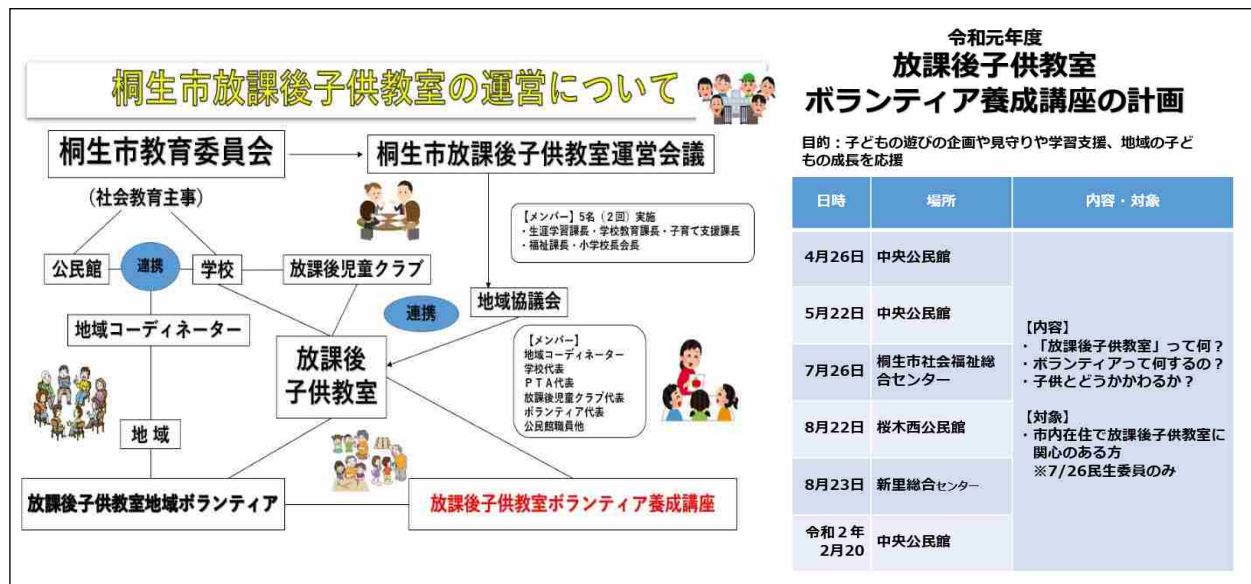


## 2 子ども、学校、地域への効果

- ・養成講座を受けたボランティアに接してもらった子どもたちは、日頃経験できない活動をとおり、社会性を身に付けることができた。
- ・ボランティアが養成講座で知り得た知識や技能を活用し、子どもたちと信頼関係を築き、学校と連携しながら子どもたちの成長を教職員とともに見守っている。
- ・受講後、地域などでも子どもたちの役に立ちたいと、積極的に関わろうとするボランティアが増えた。

## 3 活動を実現するための取組・工夫

- ・体制図（イメージ図）



## ・活動の中心的な役割を担うところ

- 桐生市教育委員会生涯学習課（社会教育係・公民館）が養成講座を開催している。

## ・中心的な活動を行う人と役割

- 生涯学習課所属の社会教育主事が、地域コーディネーターとの連絡調整を図り、地域コーディネーターの自発的な活動に繋げている。

## ・教育委員会の支援

- 研修機会の提供、放課後子供教室の開設・開催時の学校との連絡調整、コーディネーター会議の実施や放課後子供教室活動時の支援を行っている。

## ・課題と課題解決のヒント

- 各教室のボランティアは、養成講座受講が必須であるが、その後の個々のスキルアップ的な講座が開催できていない。今後、ボランティアの資質向上のため、スキルアップ講座を開設していく。
- 各教室実施にあたっては、地域コーディネーターを中心に社会教育主事と連絡調整しながら、取組の内容の検討を実施し、活動の充実に努めている。また、定期的にコーディネーター会議を開催し、教室毎の課題や解決策を共有する。
- 人材確保のために、広報紙や館報でボランティア養成講座を周知し、より多くの住民が参画できるようにしていく。

#### (4) 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進を図る

### 「オール宮郷」で取り組む挨拶運動

(伊勢崎市：宮郷地区)

学校運営協議会における熟議から実働を担う地域学校協働本部として挨拶運動推進協力委員会を立ち上げ、活動をコーディネート

#### 1 活動の概要

宮郷中学校学校運営協議会では、地域の子どもの健全育成のために、地域で協働するテーマを設けている。平成 29 年度からは「挨拶運動」をテーマとして取り組むことを決議し、地域学校協働本部にあたる「挨拶運動推進協力委員会」を立ち上げ、毎月 16 日を「挨拶運動の日」と定め、宮郷地区全体で挨拶運動に取り組んでいる。



#### 2 子ども、学校、地域への効果

- ・「地域の方々に見守られている」という意識が子どもたちの中に芽生え、安全・安心に登校できるようになっている。
- ・学校運営協議会委員、区長、民生委員、青少年育成推進員、学校評議委員等から組織される推進体制により、宮郷地区全体で子どもたちを健全に育てていこうとする気運が高まってきており、地域ぐるみで子どもを育てていくネットワークが構築できた。
- ・宮郷地区の子どもから大人までが一体となった「オール宮郷」として、挨拶をきっかけとしたコミュニケーション力の向上に向けて取り組むことができています。

#### 3 活動を実現するための取組・工夫

##### ・活動の中心的な役割を担うところ

- 学校運営協議会の熟議の中で、地域の協働活動について話し合ったことがきっかけで、「宮郷地区挨拶運動推進協力委員会」が組織された。
- 上記委員会は、宮郷中学校学校運営協議会と宮郷地区社会福祉協議会のメンバーで構成される、地域学校協働本部にあたる組織である。

##### ・中心的な活動を行う人と役割

- 学校運営協議会副会長と公民館長が事務局を務めている。副会長が会議資料や実施報告書の作成、会議の司会進行等を担い、公民館長は会場準備や実施報告書の配布（回覧板）、活動に必要な物品の手配などを行っている。

##### ・教育委員会の支援

- 挨拶運動推進協力委員会議の資料準備、会場準備等を支援している。
- 地域住民への挨拶運動の予定、実施報告等は回覧板で周知しており、その印刷、配布準備を市教育委員会社会教育主管課が行っている。
- 伊勢崎市には 11 の学校運営協議会が設置されており、それぞれの協議会に対して、教育委員会で担当者（学校教育主管課及び社会教育主管課の職員）を決めて、運営の支援（相談や助言、資料作成など）を行っている。

##### ・課題と課題解決のヒント

- 挨拶運動を活性化するため、幟旗の作成が提案された。しかし、その予算確保が課題となったため、挨拶運動推進協力委員会で相談したところ、行政区の予算から資金を捻出することができた。
- 今後は、宮郷中学校生徒会が挨拶運動の拠点や小学校へ出向き、小学生や地域の人たちと一緒に活動するなど、地域とのつながりを意識した活動の展開を予定している。さらに、挨拶運動を通してできた「つながり」を土台に、小中学生が地域の行事に参加し、より地域とコミュニケーションが取れる活動につなげていく。

##### ・体制図（イメージ図）



# コミュニティ・スクールとの連動による地域学校協働本部の活性化

(下仁田町)

地域学校協働本部とコミュニティ・スクール（以下CS）の連動による、地域・学校のニーズと地域資源の特性が一致した質の高い地域学校協働活動の実施

## 1 活動の概要

平成27年度に開設した「下仁田町放課後子ども教室」、地域のNPO法人と連携した「下仁田土曜スクール」、小中学校の9年間で郷土・下仁田町を体系的に学ぶ「下仁田学習」等、様々な地域学校協働活動に取り組んできた。そして、平成29年度には、これらの活動を総合的にコーディネートする地域学校協働本部を設置した。

また、学校や地域の方々と協議を重ね、小中学校合同の学校運営協議会を平成31年4月に設置した。下仁田町の子どもたちがどのように育ってほしいかを明確にし、その実現に向け、学校・子ども・家庭・地域それぞれが取り組むことについて熟議し、「ふるさとを愛し、たくましく生きていける子」育成アクションプランを作成した。

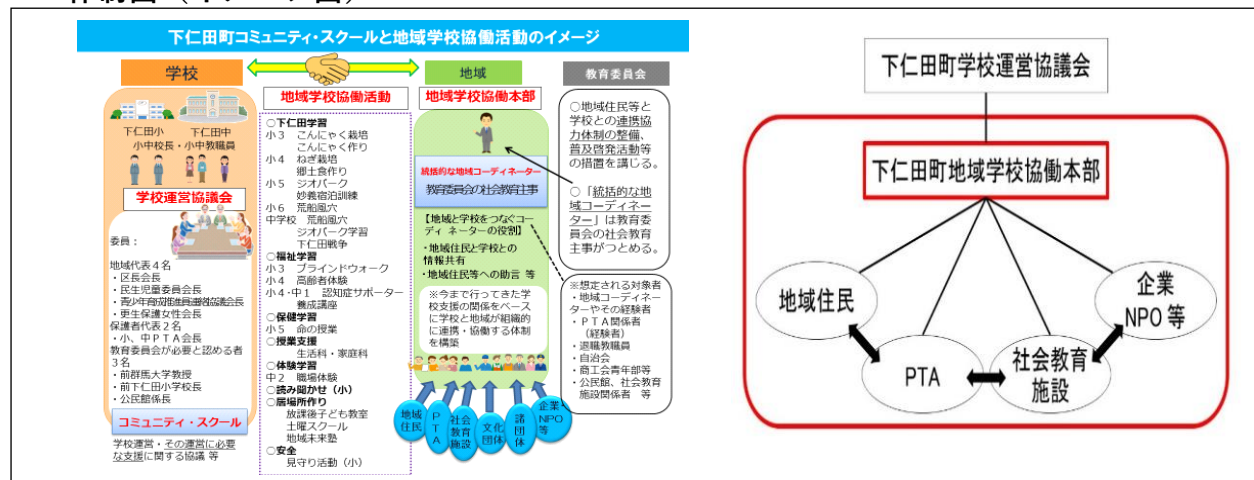
現在は、統括的な地域コーディネーターを中心に、学校運営協議会で熟議されたことが、学校や地域の各種団体と情報共有や連携を図りながら、取り組まれている。

## 2 子ども、学校、地域への効果

- ・学校運営協議会の熟議を受け、更生保護女性会による見守り活動が実施され、子どもたちの安全な下校に寄与している。
- ・統括的な地域コーディネーターの適切な連絡・調整により、地域・学校のニーズと地域の方々（諸団体等）の特性がマッチした地域学校協働活動を行えるようになった。
- ・CSを導入したことにより、地域の様々な団体や代表者と学校間で、子どもや地域の現状・課題等について共通の認識をもてるようになった。

## 3 活動を実現するための取組・工夫

### ・体制図（イメージ図）



### ・活動の中心的な役割を担うところ

- 現在は教育委員会が、地域学校協働本部で行われるそれぞれの活動を結びつけている。これからは、より持続的な活動とするための方法を検討していく。

### ・中心的な活動を行う人と役割

- 社会教育主事が統括的な地域コーディネーターとして、学校運営協議会で熟議された内容の広報活動や、社会教育施設で計画されている児童生徒を対象にした事業の内容や日程の調整、学校や地域の各種団体との情報共有や連携を図っている。

### ・教育委員会の支援

- 地域住民と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動の普及啓発活動を行っている。

### ・課題と課題解決のヒント

- 地域と子どもたちのために、各団体が独自の取組を実践してきていたが、それぞれが独立しており、横のつながりを意識することが少なかった。CSの導入により、目標とニーズが共有されたことで、取組の方向性が定まり、地域が一丸となって教育に参加する機運が高まっている。

# 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進

(高崎市：吉井西小学校)

学校運営協議会における熟議により、以前から充実していた学校支援センターの活動が、より質の高い地域学校協働活動へと発展し、「社会に開かれた教育課程」を推進

## 1 活動の概要

高崎市立吉井西小学校の学校支援センターは、保護者から募った学校支援コーディネーター6名を中心に運営し、学校と各ボランティアリーダーとをつなぐ中核となっているのが特徴である。

その活動分野は学習支援、環境整備、登下校安全指導、学校行事への支援と多岐にわたっている。

学校・家庭・地域の更なる連携・協働を図り、平成25年度から、学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとなった。学校運営協議会は、地域・保護者・学校・学校支援コーディネーターの各代表等16名で構成されており、熟議の内容をふまえた地域学校協働活動が行われている。

- ・16名で構成  
(地域・保護者・学校・学校支援コーディネーター代表、教育委員会、有識者)
- ・年間7回、委員会開催



学校運営協議会委員会

## 2 子ども、学校、地域への効果

- ・学校運営協議会と学校支援センターが効果的に連携することで、子どもたちは、学習活動や豊かな体験活動を安心安全な環境で行うことができている。
- ・地域と学校・保護者が双方向での連携や活動を推進することにより、地域の行事や活動に子どもたちが積極的に関わることができている。
- ・教育活動の充実、学習意欲・学力の向上、児童の問題行動の減少などの「よりよい学校づくり」とともに、学校と地域の信頼関係強化、地域・家庭の教育力の向上、地域同士のつながり強化などの「よりよい地域づくり」にもつながっている。

## 3 活動を実現するための取組・工夫

### ・活動の中心となる役割を担うところ

- 学校支援コーディネーターの代表が学校運営協議会の委員となっており、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進に寄与している。

### ・中心となる活動を行う人と役割

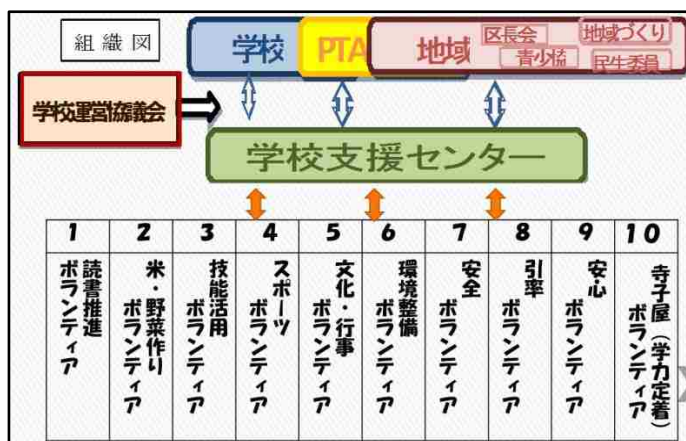
- 学校支援センターの活動が、地域学校協働本部の役割を果たし、学校支援コーディネーターは、社会教育法に示された「地域学校協働活動推進員」と同様の役割を担っている。

### ・教育委員会の支援

- 地域運営委員会やボランティアの会議、学校運営協議会にも市教委が出席し、地域の方と顔をつないだり、困ったときにアドバイスができるようにしたりしている。

### ・課題と課題解決のヒント

- 各ボランティア相互のつながりが少なかったため、地域学校協働活動の全体像が見えにくかった。それを解決し、関係者に周知を図るため、授業参観と同日に「ボランティア感謝の集い」を行った。その結果、ボランティアと教員や児童、保護者とがつながり、活動の全体像が見えるようになった。さらに、開催時期を年度末ではなく、11月末にしたことで、年度内の取組も活性化した。
- 学校支援コーディネーターの複数配置による負担軽減や不安解消は、地域学校協働活動推進の体制づくりにおいて参考となる。



## 4 地域と学校が連携・協働した取組事例

県内で行われている地域と学校が連携・協働した取組の事例を紹介します。

### 神流自然楽校

(神流町)

豊かな体験を通した生きる力と、郷土愛の育成を目的に、土曜日等の休日における教育活動支援の一環として地域学校協働活動を実施

#### 1 活動の概要

- ・週末の子どもたちの居場所づくりや地域の教育力の向上、伝統文化の継承を目的に町の自然や施設、人材等を生かした活動を行っている。
- ・平成27年度より、これまで45回開催。  
(主に土曜日に、年間8回程度開催している。)
- ・参加者1,463名(小中学生981名、ボランティア等482名)
- ・これまでの活動の例  
○マス釣り・つかみ取り ○アレンジメント作り ○野草採取と料理  
○つとっこ作り ○焼き物体験 ○体育館宿泊・川遊び ○トレランコース体験  
○ネイチャーゲーム
- ・これからも、子どもたちの興味に沿うことや、町や人材の強みを生かした新しい活動に取り組む。



体育館宿泊体験

#### 2 子ども、学校、地域への効果

- ・昨年度に参加した94%の児童生徒が「町を自慢したい」と回答したアンケートの結果から、本活動により郷土愛が育まれていることが伺える。
- ・令和元年の大型台風の際、学校体育館も避難所となった。体育館宿泊体験の用具備えやその経験が、避難所を開設した町の職員や、避難者にとって大変役に立った。
- ・多様な特技を持った地域の方を講師に招くことで、地域の教育力の向上や、講師や保護者、ボランティア同士がつながる場となっている。



### 放課後チャレンジクラブ・英語教室の取組

(南牧村)

学校・地域のニーズに応えるため、適切な地域人材を生かした地域学校協働活動を実施

#### 1 活動の概要

- ・放課後子ども教室(放課後チャレンジクラブ)  
南牧小学校児童の希望者を対象に、週2回実施している。活動内容は、「運動遊び・スポーツ」「プログラミング」が中心。  
「運動遊び・スポーツ」は少年野球のコーチをしていた地域の方が、「プログラミング」は地域でICT関連事業を営む方が、それぞれ地域の子どもたちのために講師になっている。
- ・地域未来塾(英語教室)  
南牧中生徒の希望者を対象に、週1回英語の学習を実施している。  
講師は、海外への派遣経験がある地域おこし協力隊員が担当している。



#### 2 子ども、学校、地域への効果

- ・放課後子ども教室の「プログラミング」では、小学校のプログラミング教育の導入に向け、予習としての効果があり、学校からも「新しい学習ということで指導に関して不安があったので助かっている」という声もあった。
- ・「運動遊び・スポーツ」では、スクールバス通学による運動不足解消という学校・地域のニーズに応えることで、運動好きな子どもが育っている。
- ・令和2年度より、学校運営協議会を設置した。熟議をもとに、さらに学校・地域のニーズに応えられるプログラムを実施していく。

## かがやきネットワークの取組

(片品村)

放課後子ども教室の運営から様々な地域学校協働活動へと発展し、協働活動支援員が地域と学校をつなぎながら連携・協働体制を推進

### 1 活動の概要

- ・かがやきネットワーク（地域学校協働本部）は、当初、学校と放課後子ども教室支援員、児童クラブ指導員による放課後における活動の情報共有の場としてスタートした。
- ・放課後子ども教室の開催予定だけでなく、学校と地域の連携や様々な協働活動への広がりにつなげるため、協働活動（放課後子ども教室）支援員、学校長、児童館職員、児童クラブ指導員、教育委員会担当等をメンバーとする運営協議会を設置した。
- ・毎月末に開催し、今後の放課後子ども教室の活動や協働活動、地域行事について情報共有や協議を行い、活動の充実と連携を図っている。また、下校時のスクールバス乗車や清掃活動の支援、授業や行事への協力者募集・調整等を行っている。



### 2 子ども、学校、地域への効果

- ・子どもたちに様々な体験活動や、地域の方とのふれあいの機会を提供できた。
- ・児童の様子や行事、活動プログラムの内容等、学校と地域で情報共有ができた。
- ・学校と地域が教育活動について情報共有する機会ができたので、地域学校協働活動がスムーズに行われるようになった。



## 中学生の地域貢献

(みどり市：大間々東中学校)

生徒が地域の方々との交流を通して地域の歴史や伝統文化を学び、まつりに参加することで、地域の活性化に貢献

### 1 活動の概要

- ・総合的な学習の時間における地域学習と大間々祇園まつりへの参加は令和元年度で8年目を迎えた活動である。
- ・1年生は、大間々町の歴史と山車やお囃子について学び、当日は各街に分かれ、山車巡行の引き手として参加する。
- ・3年生は、浴衣や民謡などの伝統文化について学び、当日は民謡パレードに参加する。
- ・祇園まつり実行委員会の構成メンバーは、市の観光課や商工会をはじめ、婦人会やお囃子保存会など多岐に渡っている。
- ・実行委員会との全体的な連絡調整は、主に校長・教頭が行い、各学年の取組に関わる団体等との連携は学年主任が中心となっていく。各区長、お囃子保存会や婦人会の方が来校し、歴史や伝統文化を直接指導してくれる体制が整っている。



### 2 子ども、学校、地域への効果

- ・生徒にとって、自分が地域に貢献している実感を得るとともに、地域を大切にする気持ちが育っている。
- ・大間々祇園まつり実行委員会との良好な関係は、学校教育において、様々な教育活動における外部指導者の充実に役立っている。また、婦人会や商工会をはじめ地域住民からの信頼感が高まり、学校運営の基盤を整えることができている。
- ・生徒がまつりに参加することで、まつりに活気を与えるとともに、街の人口減少によるまつり運営の人手不足解消にもつながっている。



## 県指定事業「ぐんまコミュニティー・ハイスクール」の取組

(県立長野原高等学校)

各種の地域貢献活動を通して、地域住民とのつながりを深め、地域から学び、地域の活性化を進め、生徒の成長を促す取組

### 1 活動の概要

- 平成20年度から13年間にわたり、県教育委員会「高等学校の地域拠点化等に関する研究（「ぐんまコミュニティー・ハイスクール」）」の事業指定を受けている。
- 「あっとほ〜む長野原」をキャッチフレーズに、地域に親しまれる高校を目指した「ふれあいと信頼」の学校づくりを行っている。
- 地域貢献の活動としては、以下のような活動がある。
  - 長野原諏訪神社春祭りの神輿担ぎ手ボランティア
  - 長野原町社会福祉協議会のデイサービス訪問
  - 長野原町文化祭、中央小学校のこどもまつりへの参加
  - 図書委員会の読み聞かせ活動
  - 観光甲子園出場
  - クラブ活動での地域貢献



長野原高校ホームページ  
<http://www.gsn.ed.jp/gakko/kou/naganohara/>

### 2 子ども、学校、地域への効果

- 地域との交流の中で、外部から評価を受けることは、生徒の自己肯定感や自己有用感の高まりにつながり、生徒のより主体的な活動につながっている。
- 地域と学校のつながりが深まり、学校行事のガイドや授業の講師を務めた地域の方々の教える喜びや生きがいにつながる等、地域の教育力を活性化した。



## 学校と地域の環境美化の推進

(県立伊勢崎高等特別支援学校)

清掃美化活動をととした地域住民との交流により、生徒の地域社会への参画と地域社会の活性化を実現

### 1 活動の概要

- 清掃美化活動は学校設立当初から行われ、10年以上続いている。地域交流として、学校に隣接する境公園の清掃美化活動を地域住民と年間3回、園内の花壇の植栽を近隣の高校と年間2回行っている。清掃美化活動をととして、幅広い年代の地域住民と交流している。
- 活動日や活動内容、参加者の調整も「境公園愛護会」の担当者との間で円滑に行われている。
- 生徒が利用している東武伊勢崎線境町駅から学校への通学路の清掃活動にも取り組んでいる。日頃、通学での見守りや声かけなどで、お世話になっている駅員をはじめ、通学路周辺の住民への感謝の気持ちを込めてゴミ拾いなどを行っている。
- 本校の校庭には県指定の天然記念物「トウカエデの大木」があり、周辺の清掃や除草などの活動に生徒が主体的に取り組んでいる。



### 2 子ども、学校、地域への効果

- 障害の重い生徒にも合わせた用具を用意し、全ての生徒が主体的に清掃活動に取り組む中で、交流相手の方々とコミュニケーションが増え、笑顔が多く見られるようになった。
- 生徒と一緒に活動することが、地域住民にとっても様々な活動を行う上での励みとなり、地域住民にとっても協力的に取り組んでもらっている。
- 「トウカエデの大木」周辺を常にきれいにしておくことで、一般の見学者にトウカエデの大木を気持ちよく見てもらえる環境を生徒たちが提供できるようになった。



# 学校と地域が連携した部活動指導

(前橋市：大胡中学校)

「地域スポーツ人材活用実践支援事業」により地域の優秀な専門的技術指導者を活用することで、生徒の意欲や競技力の向上と地域の活性化を実現

## 1 活動の概要

- ・剣道部に地元の「城山道場」に通っている生徒がいることから、学校は専門的技術指導者（以下、技術指導者）に指導を依頼し、10年ほど継続して指導を受けている。
- ・顧問と技術指導者の間で指導内容について共通理解を図り、生徒に身に付けてほしい内容について、技術指導者が自ら模範を示して具体的な技術指導を行った。
- ・技術指導者は全体での指導を行うとともに、一人ひとりの技術が向上するように粘り強い個別指導を行った。また、生徒の中に入って稽古を行い、実戦形式で生徒の技能を個別に評価することで、各生徒の課題が明確になり、技能が改善し競技力の向上につながった。



## 2 子ども、学校、地域への効果

- ・生徒は、地域の技術指導者から指導を受けることにより、日本の伝統文化としての剣道についての知識が深まり、競技力も高まったと感じている。
- ・剣道に対する意欲が向上し、部員が更なる競技力の向上を目指して道場に通い始め、地域の道場が活性化してきている。
- ・学校と地域が連携することで、ともに生徒を育成していこうとする意識が醸成され、技術指導者個人だけではなく、地域の道場からも、積極的に技術指導や練習会場の提供などの支援が得られるようになった。



## <参考となるWebサイト>

### ○文部科学省

- ・学校と地域でつくる学びの未来

U R L : <https://manabi-mirai.mext.go.jp/>



- ・これからの学校と地域

U R L : [https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki\\_pamphlet2020.pdf](https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki_pamphlet2020.pdf)



### ○群馬県教育委員会

- ・社会教育委員会議 「地域と学校が連携・協働した活動の推進方策について（答申）」

U R L : [https://www.pref.gunma.jp/03/x38g\\_00059.html](https://www.pref.gunma.jp/03/x38g_00059.html)



- ・はばたく群馬の指導プランⅡ

U R L : [http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page\\_id=40](http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/?page_id=40)



## 5 まとめ

文部科学省では、学校と保護者・地域住民が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を一体的に実施することを推進しています。このことは「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を一体的に進めていくことを目指していると言い換えることができます。また、新学習指導要領の理念である「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」ということを学校と地域が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、「学校づくり」と「地域づくり」を一体的に進めることは大きな意味があります。よって、令和2年度より小学校から順次完全実施となる新学習指導要領に基づいた教育活動を行う上で、地域学校協働活動をいかに充実させていくかということは、とりわけ重要なことです。

このような地域学校協働活動の充実の重要性を再認識しながら、本ガイドブックの作成において常に考えたことは、地域学校協働活動を進める上で大切なことは、それぞれの地域や学校における実情や特色を踏まえつつ、地域学校協働活動の展開を考えていくということです。先にも触れたように、文部科学省では「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」を一体的に推進していますが、コミュニティ・スクールになっていない学校では、どのように進めていったらよいのかという疑問を持たれることはないでしょうか。そこで、「コミュニティ・スクールでないなら、一体的に推進することはできないのではないか」と考えるのではなく、「地域でどのような子どもたちを育てていくのか」、「どのような地域を創っていくのか」というビジョンを共有する熟議の場をきちんと設定することで、コミュニティ・スクールになるまでの間においても、文部科学省の言う一体的な推進は可能になるでしょう。このようにそれぞれの地域や学校がその実情に即して、地域学校協働活動が充実したものとなるように工夫していくことが大切です。

また、地域学校協働活動を進めていく上でのポイントとして、本県が長年培った学校支援センター（学校支援地域本部）の機能を基盤としながら、子どもたちが地域へ出て行く活動を意識して取り組むことが大切です。そして、この活動が、教職員の多忙化に拍車をかけるのではなく、むしろ、多忙化を解消していく方向につなげていく必要があります。具体的には、学校の現状や方針への理解が深まることで、地域が学校の応援団になったり、地域の協力により教職員が子どもと向き合う時間が増えたりすることが期待されます。

そこで、ぜひ、考えていただきたい点は、子どもたちが地域へ出て行く活動を構想する時に、学校が地域のどのような外部組織とつながることが有効なのかということです。群馬県社会教育委員会議の答申の提言にもあるように、一つには公民館を核に地域と連携・協働していくことは有効でしょう。公民館は、地域の様々な人材や多くの組織を把握し、学校が地域とつながる時のハブ機能を果たすことができますからです。また、地域学校協働活動が「学校を核とした地域づくり」を進める活動でもあることから、それぞれの地域において地域づくりを推進している「地域づくり協議会」という組織とは、比較的連携しやすい部分があると考えます。

最後に、本ガイドブックの作成にあたり、県内で実践された地域学校協働活動の事例の提供に際して、協力をいただいた関係市町村教育委員会、学校関係者の皆様に改めてお礼申し上げます。そして、本県社会教育委員会議の答申が反映された本ガイドブックの活用を通して、地域と学校が連携・協働しながら地域づくりと学校づくりを進め、一体となって地域の未来の創り手となる子どもたちの成長を支えていかれることを期待します。

## 地域学校協働活動ガイドブック作成委員

|    | 所 属       | 職 氏 名                                                        |
|----|-----------|--------------------------------------------------------------|
| 1  | 神流町教育委員会  | 特別派遣社会教育主事 坂本 哲也                                             |
| 2  | 下仁田町教育委員会 | 特別派遣社会教育主事 有賀 喜紀                                             |
| 3  | 南牧村教育委員会  | 特別派遣社会教育主事 佐藤 則行                                             |
| 4  | 高山村教育委員会  | 特別派遣社会教育主事 堀込 芳洋                                             |
| 5  | 片品村教育委員会  | 特別派遣社会教育主事 深代 恵子                                             |
| 6  | 川場村教育委員会  | 特別派遣社会教育主事 高橋 健司                                             |
| 7  | 義務教育課     | 指導主事 土屋 真美                                                   |
| 8  | 高校教育課     | 指導主事 星野 昌明                                                   |
| 9  | 特別支援教育課   | 指導主事 菅野 剛                                                    |
| 10 | 健康体育課     | 指導主事 小山 靖弘                                                   |
| 11 | 中部教育事務所   | 社会教育主事 根岸 登                                                  |
| 12 | 西部教育事務所   | 社会教育主事 高橋 典平                                                 |
| 13 | 吾妻教育事務所   | 社会教育主事 山野井 崇                                                 |
| 14 | 利根教育事務所   | 社会教育主事 林 誉隆                                                  |
| 15 | 東部教育事務所   | 社会教育主事 井出 昌文                                                 |
| 16 | 生涯学習センター  | 社会教育主事 根岸 直之                                                 |
| 17 | 生涯学習課     | 社会教育主監 清水 賢治<br>社会教育主事 知久 鉄平<br>社会教育主事 大澤 令子<br>社会教育主事 田村 佳之 |

---

## 地域学校協働活動ガイドブック

令和２年９月

編集・発行

群馬県教育委員会事務局生涯学習課

〒３７１－８５７０

前橋市大手町１－１－１

ＴＥＬ（０２７）２２６－４６６６

ＦＡＸ（０２７）２２４－８７８０

E-mail [kigakushu@pref.gunma.lg.jp](mailto:kigakushu@pref.gunma.lg.jp)

---

